

あなたと歩む

介護保険



●介護保険の仕組み

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40歳以上の方が被保険者となり、保険料を納めます。介護が必要になったときは、費用の一部を負担することで介護保険サービスを利用できます。

40歳以上の方 (被保険者)

- 保険料の納付
- サービスを利用するため、要介護(要支援)認定の申請
- サービスを利用し、利用料(利用者負担割合分)を支払い

65歳以上の方 (第1号被保険者)

サービスを利用できる人

介護や日常生活の支援が必要と認定された人
※介護や支援が必要になった原因(病気やけがなど)は問われません

40～64歳の方 (第2号被保険者)

サービスを利用できる人

加齢に伴う特定疾病により介護や支援が必要と認定された人
※交通事故やけがなどが原因の場合は、介護保険の対象外となります

